

令和 7 年度

第 1 回

大森文化会館運営審議会資料

令和 7 年 5 月 23 日

大森文化会館

令和7年度第1回大森文化会館運営審議会 次第

日時 令和7年5月23日（金）18:30

場所 大森文化会館 大会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 題

（1）委員名簿の確認について P 1

（2）令和7年度大森文化会館事業計画について P 2 ～ P 6

（3）その他

4 閉 会

大森文化会館運営審議会委員名簿

任期 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
(敬称略)

No.	役職	氏 名	役 職 名	備考
1	会長	宮下 武浩	城辺小学校長	
2	副会長	山崎 千秋	愛媛県人権対策協議会 愛南支部副支部長	
3	委員	鉾岩 俊二	城辺中学校長	
4	委員	宮本 一大	下長野老人クラブ会長	
5	委員	渡利 千矢子	下長野地区婦人会役員	
6	委員	宮崎 淳也	愛媛県人権対策協議会常任委員	
7	委員	金田 孝一	愛南町人権擁護委員代表	

令和7年度大森文化会館事業計画

1 基本方針

地域福祉の向上、人権問題の速やかな解決に資するため、住民交流の拠点となる地域に密着した各種活動を総合的に行う。

2 重点目標

「人権問題の速やかな解決に資するため」の、隣保館本来の目的を再確認しながら、日常生活に根ざした事業を積極的に行う。

相談事業の充実

◆ 地区住民の生活課題に応じた相談事業の推進

相談事業は隣保館活動の中核であり、地区住民の立場に立ち関係機関との協力体制の整備等により、実効性のある事業実施に努め、相談に的確に応ずるための体制の充実を図る。

実態把握調査

◆ 地区住民のニーズや課題を正しく把握する

人権問題の解決をめざす隣保館にとって、地区住民の実態の把握は欠くことのできないものであり、対象地区住民の生活の安定、向上とともに、周辺地域を含めた住民の同和問題をはじめとする人権問題への関心を高めるためのものでなければならない。

地域交流の促進

◆ 周辺地域との交流をととして、地域社会における相互理解の促進により、人権問題の速やかな解決を図る。

教育及び啓発活動の強化

◆ 啓発及び広報活動の強化

学習会、研修会に意欲的に取り組むことは、同和問題解決のために必要不可欠であり、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行う。

3 事業計画の概要

実施事業	事業内容
相談事業	* 地区住民に対し生活上の相談に応ずるとともに、適切な指導、助言をする * 各関係機関との連絡、調整を密にする
社会調査	* 地区住民の生活、環境等の実態把握及びニーズの把握
教養、文化、交流	* 人権問題学習会「つくし会」の開催 * 解放未来塾の開催 差別をなくしていこうとする力を養う子どもの育成 * 生花教室の開催 * 子ども会活動の充実 * 地区内伝統行事の継承 * 地区外、他市町との交流活動の推進
啓発活動	* 隣保館だより（年刊号）の発行 * 町広報誌の活用 * 毎月の隣保館だよりの発行
職員の資質の向上	* 隣保館連絡協議会主催の各種研修会への参加 * 関係機関等の開催する研修会、大会等への参加

4 各種研修会等

名 称	期 日	場 所	研修内容
愛隣連定期総会 館長・職員研修会	4 月 18 日	松山市	・ 定期総会 ・ 隣保館運営全般
愛隣連隣保館職員 新任者研修会	5 月 28 日	四国中央市	・ 隣保館運営全般
愛隣連先進地視察研修	7 月 16 日 ～18 日	広島方面	・ 県外先進地隣保館活動 視察
愛隣連隣保館長・職員 実務担当者研修会	8 月 28 日 ～29 日	松山市	・ 隣保館運営全般 ・ 四国ブロック研修模擬発表
全国隣保館職員 四国ブロック研修会	10 月 16 日 ～17 日	松山市	・ 隣保館運営全般
愛隣連隣保館長・ 指導職員合同研修会	1 月 23 日	内子町	・ 隣保館運営全般
全隣協ブロック統一 学習会	2 月 27 日	香川県	・ 隣保館運営全般
四国地区 人権教育研究大会	7 月 10 日 ～11 日	松山市	人権・同和教育への各団 体の取組や発表者自らの 体験などを聞き、参加者 の資質向上を図る。
全国高校生集会 (新規塾生募集事業)	8 月 23 日 ～24 日	福岡県	
南予地区 人権・同和教育研究協議会	11 月 4 日	内子町	
愛媛県 人権・同和教育研究大会	11 月 11 日	松山市	
全国 人権・同和教育研究大会	11 月 29 日 ～30 日	兵庫県、 大阪府	
ころん人権劇鑑賞会 (新規塾生募集事業)	2 月 14 日	今治市	

令和7年度 つくし会 活動計画

重 点 目 標

- 『差別の現実から深く学ぶ』を基本とした学習内容の展開
- 『自分自身を見つめる』ことから、お互いの人権について考える
- 『ひとごと』から『わがこと』への一人ひとりの変容を目指して
- ＊身の回りの具体的な人権課題・問題に焦点を絞り学習
- ＊学習者一人ひとりの心に届く学習内容の展開

毎月第3金曜日開催

月	日	曜日	学 習 内 容	場 所	開始時間
4			休 み		
5	15	木	新任教諭・新規採用職員研修会 講師 進 美保子 氏（大分市）	本庁大会議室	18:30
6	20	金	元気の出る講演会（主事級職員対象）講師 村上 裕亮 氏（高知市長浜）	本庁大会議室	18:30
7	18	金	軽スポーツ交流会（ソフトバレー大会）	城辺中体育館	18:30
8	22	金	元気の出る講演会 ※主査級職員対象	本庁大会議室	18:30
9	19	金	ハンセン病施設視察研修発表会／いもたき交流会 ※係長・主任級職員対象	大森文化会館	18:30
10	23	木	小・中・高 人権・同和教育への取組み発表会 ※課長級職員対象	本庁大会議室	18:30
11	21	金	同和教育研修会 ※課長補佐級職員対象	大森文化会館	18:30
12	18	木	大会報告会（四国、南予、県、全国） ※課長補佐級職員対象	本庁大会議室	18:30
1			休 み		
2					
3					

※日程・内容は変更になる場合があります。

（各種大会等日程）

四国地区人権教育研究大会	7月10日（木）～11日（金）	松山市
南予地区人権・同和教育研究協議会	11月 4日（火）	内子町
愛媛県人権・同和教育研究大会	11月11日（火）	松山市
全国人権・同和教育研究大会	11月29日（土）～30日（日）	兵庫、大阪 ※前泊
愛南町人権ふぉーらむ	1月24日（土）	愛南町

令和7年度 解放未来塾 活動計画

活 動 目 標

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての学習を通して、差別や偏見に気付く力を身に付けるとともに、「間違っていることを間違っていると言える知識と勇気」、「差別をなくしていこうとする実践力」を身に付け、立場をこえて「ともに差別と闘い、支え合うことのできる仲間づくり」を推進する。

毎月第4木曜日開催

月	日	曜日	学 習 内 容	場 所	備考
4					
5					
6	14	土	第1回 人権委員座談会	大森文化会館	
7	24	木	人権委員勉強会 講師 木元 健 氏	大森文化会館	
8	23 24	土 日	全国高校生集会（新規塾生募集事業）	福岡県	
9					
10	11	土	第2回 人権委員座談会	大森文化会館	
11					
12					
1					
2	14	土	ころん人権劇鑑賞会（新規塾生募集事業）	今治市	
3					

※日程・内容は変更になる場合があります。

愛南町大森文化会館運営審議会運営要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 18 日

大森文化会館運営審議会運営要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、大森文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて、大森文化会館の運営に関する次の事項について審議する。

- (1) 年次計画の企画及び審議に関すること
- (2) 各種相談事業の指導に関すること
- (3) 資料の収集及び研究に関すること

(組 織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

(委 員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権関係団体等を代表する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、適当と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 町長は、委員が事故その他の理由によりその職務を行うに適当でないと認めるときは、任期中においても、これを解職し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会には、委員の中から会長及び副会長を選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会 議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が召集し、これを主宰する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、大森文化会館職員が処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱で定めたもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 18 日から施行する。

事務分掌表

令和7年4月1日

部署名：生涯学習課 人権啓発室 ・大森文化会館

区分	事務分掌		職氏名	
	番号	詳細	担当	副担当
総括及び人権・同和教育啓発	1	人権啓発室及び大森文化会館の総括に関すること	室長 田下 弘之	室長補佐 本多 清彦 係長 西平 典正
	2	人権・同和対策審議会に関すること		
	3	地域改善対策特定事業に関すること ○住宅新築資金等償還事務に関する事務		
	4	人権啓発に関すること ○人権啓発活動再委託事業（人権作品集）		
	5	人権・同和対策に関すること		
人権・同和教育啓発	1	人権・同和教育に関すること ○各種大会等の参加に関する事務 ○地区別人権・同和教育懇談会に関する事務 ○人権学習講座に関する事務 ○行政及び企業の研修に関する事務 ○校区別人権・同和教育懇談会に関する事務	係長 西平 典正	室長 田下 弘之 室長補佐 本多 清彦
	2	人権教育協議会に関すること		
	3	奨学資金に関すること		
	4	人権啓発に関すること ○人権啓発庶務事務に関すること		
	5	人権擁護委員に関すること		
大森文化会館	1	施設の維持及び管理に関すること	室長補佐 本多 清彦	室長 田下 弘之 係長 西平 典正
	2	施設の運営に関すること		
	3	人権・同和対策に関すること ○人権・同和問題等学習事業に関すること ○人権対策庶務事務に関すること		
	4	人権対策協議会に関すること		
	5	大森文化会館運営審議会に関すること		
	6	下長野児童公園の管理に関すること		